

常滑市 こども・若者（15～39 歳）のみなさんへ

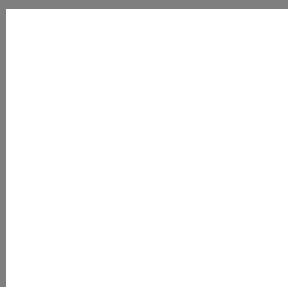
こども・若者の生活状況に関する 調査ご協力をお願い

常滑市では現在、「(仮称)常滑市こども計画」を策定しています。

この計画は、こどもや若者のみなさんが、体も心も健康で幸せにすごすことができるように、常滑市としてどんなことに取り組んでいくかをまとめるもので、令和9年4月からの計画となる予定です。計画策定にあたり、実際に常滑市で暮らしているみなさんの声を聞き、取組みに役立てていきたいと考えています。

学校や職場での生活のこと、普段の暮らしのこと、困っていること、こうなったらいいなと思うことなど、ぜひあなたの声を聞かせてください！

ご回答はこちらから！



《URL》
<https://>

《回答しめきり》

2026 2/20(金)

左の二次元コードを、スマホまたは
タブレットで読み取ってください！

※回答は一人につき1回です



お問い合わせ先

常滑市 こども健康部 子育て支援課

電話 0569-47-6150 / FAX 0569-35-7879

メールアドレス koshien@city.tokoname.lg.jp

アンケートの内容以外でも、「こんなことに困っている」「助けてほしい」ことがあれば、遠慮なくご連絡ください。また、ご自身でのアンケート回答が難しい場合も、回答支援をいたしますのでご連絡ください。

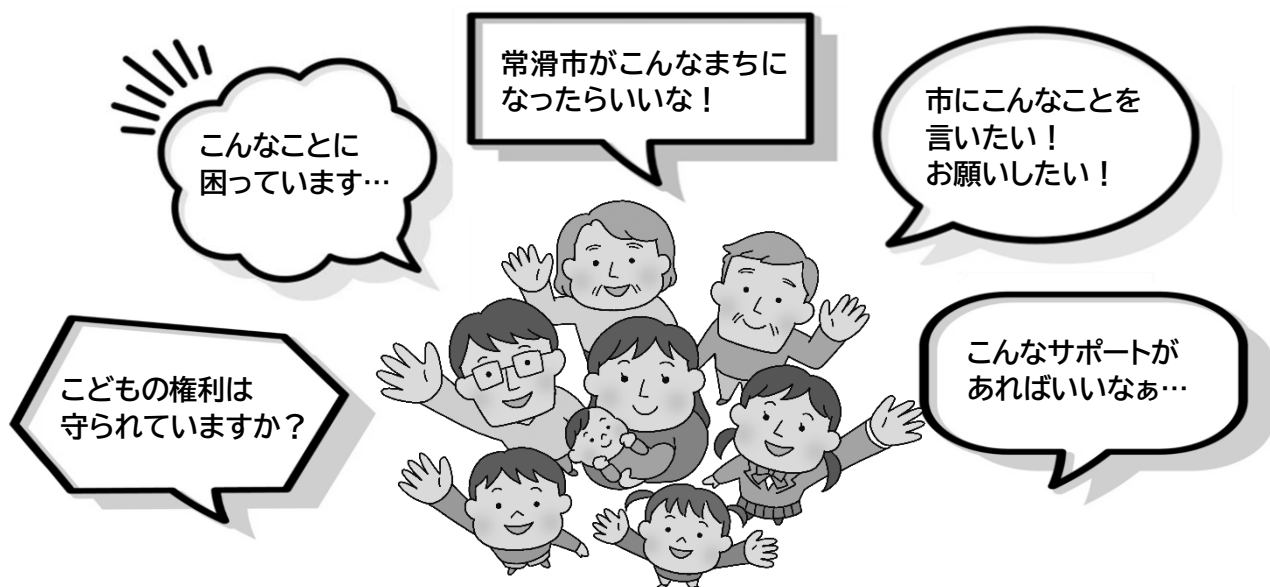


アンケートで答えていただいた意見は…

「(仮称)常滑市こども計画」をつくるために活用します！

令和9年度から開始する「(仮称)常滑市こども計画」をつくるためにいかします。

この計画は、常滑市で暮らす全てのこどもや若者、子育てをしている人たちが、体も心も健康で幸せにすごすることができる「こどもまんなか社会」に向けた支援の方向性を総合的に取りまとめた計画です。子育て支援者や若者支援者、教育関係者などで構成する会議や市役所内で話し合いながら策定します。その時に、みなさんから頂いた回答を、こども・若者当事者の意見として参考にします。



「こども基本法」を知っていますか？

こども・若者が自分らしく幸せに成長でき、安心して暮らしていけるよう、全国全てのまちが、こどもや若者のみなさんにとって何が最も良いことかを一番に考え、みなさんの意見を聞きながら、様々な取り組みを進めていくため、令和5年にできた法律です。こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「意見をもつ大切な一人の人」として尊重することを定めています。

この法律をもとに、国や自治体はこども・若者の声を聞き、支援の仕組みを整えていくことが求められています。



「こどもの権利条約」を知っていますか？



「こどもの権利条約」は、世界の全てのこどもが、幸せに生き、成長するための権利を守るための国際的な条約です。

日本もこの条約を守る国の一つとして、こどもが自分の意見を言い、安全で安心に暮らせるよう取り組んでおり、この考えをもとに上記の「こども基本法」が制定されました。